## 輸入貿易管理規則第二条第一項第一号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物

## 通商産業省告示第790号(平成12年12月20日)

## 最終改正 経済産業省告示第154号(平成28年 5月23日)

輸入貿易管理規則(昭和二十四年通商産業省令第七十七号)第二条第一項第一号ハの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を次のように定め、平成十三年一月六日から施行する。

なお、平成十年通商産業省告示第七十八号(輸入貿易管理規則第二条第一項第一号ハの規 定に基づき、通商産業大臣が告示で定める貨物を定める件)は平成十三年一月五日限り、廃 止する。

輸入貿易管理規則第二条第一項第一号ハの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物は、次に掲げるものとする。

関税率表の番号等	
はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さばル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はコリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)ま(コロラビス属のもの) を(コロラビス属のもの) 生鮮の又は冷蔵したにしん(クルペア属のもの)、たら(ガドゥングラ属又はメルルシウス属のもの)及びその卵、ぶり(セリオーの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はス属のもの)並びにさんま(コロラビス属のもの)	
ル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルディノプス属又はコリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの)ま (コロラビス属のもの)  生鮮の又は冷蔵したにしん (クルペア属のもの)、たら (ガドゥスグラ属又はメルルシウス属のもの) 及びその卵、ぶり (セリオーの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はス属のもの) 並びにさんま (コロラビス属のもの)  03・03 冷凍したにしん (クルペア属のもの)、たら (ガドゥス属、テラク	グラ属又
リス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの)ま (コロラビス属のもの)  生鮮の又は冷蔵したにしん (クルペア属のもの)、たら (ガドゥングラ属又はメルルシウス属のもの) 及びその卵、ぶり (セリオーの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はス属のもの) 並びにさんま (コロラビス属のもの)  03・03 冷凍したにしん (クルペア属のもの)、たら (ガドゥス属、テラク	(スコムベ
ま (コロラビス属のもの)  生鮮の又は冷蔵したにしん (クルペア属のもの)、たら (ガドゥングラ属又はメルルシウス属のもの) 及びその卵、ぶり (セリオーの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はス属のもの) 並びにさんま (コロラビス属のもの)  03・03 冷凍したにしん (クルペア属のもの)、たら (ガドゥス属、テラク	ニングラウ
03·02       生鮮の又は冷蔵したにしん (クルペア属のもの)、たら (ガドゥスグラ属又はメルルシウス属のもの) 及びその卵、ぶり (セリオーの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はテス属のもの) 並びにさんま (コロラビス属のもの)         03·03       冷凍したにしん (クルペア属のもの)、たら (ガドゥス属、テラクター)	及びさん
グラ属又はメルルシウス属のもの)及びその卵、ぶり(セリオーの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はラス属のもの)並びにさんま(コロラビス属のもの) 冷凍したにしん(クルペア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラク	
の)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はラス属のもの) 並びにさんま (コロラビス属のもの) 冷凍したにしん (クルペア属のもの)、たら (ガドゥス属、テラク	ス属、テラ
プス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はラス属のもの) 並びにさんま (コロラビス属のもの)	-ラ属のも
ス属のもの)並びにさんま (コロラビス属のもの) 03·03 冷凍したにしん (クルペア属のもの)、たら (ガドゥス属、テラク	トルディノ
03・03 冷凍したにしん (クルペア属のもの)、たら (ガドゥス属、テラク	デカプテル
	ブラ属又は
メルルシウス属のもの)及びその卵、ぶり(セリオーラ属のもの	)、さば(
スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルディノプン	ス属又はエ
ングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス	属のもの)
並びにさんま (コロラビス属のもの)	
03・04 にしん (クルペア属のもの)、たら (ガドゥス属、テラグラ属又に	はメルルシ
ウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベ/	人属のもの
)、いわし (エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウ!	リス属のも
の)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんる	ま (コロラ
ビス属のもの)のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵しる	スは冷凍し
たものに限る。)	
03・05 乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたにしん(クルペア属のもの)、	こら(ガド
ゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオー	-ラ属のも
の)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サ	L 11 == 1 , )

	プス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテル
	ス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)並びにそれらの魚種のフ
	ィッシュミール、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のも
	の) の卵並びに煮干し
03.07	帆立貝、貝柱及びいか(もんごういかを除く。)(生きているもの、生鮮の
	もの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。
	)
1212 • 21 - 1	長方形(正方形を含む。)の紙状に抄製した食用の海草で、一枚の面積が
	430 平方センチメートル以下のもの
1212 · 21 – 2	まくれあまのり属、あかねぐものり属、ポルフィラ属、あまのり属又はべ
	にたさ属の食用の海草及びこれを交えた食用の海草(関税率表第 1212・21
	号の1に掲げるものを除く。)
1212 • 21 – 3	その他の食用の海草(ひとえぐさ属、あおさ属(たれつあおのり、ひらあ
	おのり、きぬいとあおのり、ぼうあおのり、うすばあおのり、みなみあお
	のり又はすじあおのりに限る。)、ごへいこんぶ属又はこんぶ属(あつばす
	じこんぶを除く。) のものに限る。)
2106·90-2-(2)-E	海草の調製食料品(ひとえぐさ属、あおさ属(たれつあおのり、ひらあお
	のり、きぬいとあおのり、ぼうあおのり、うすばあおのり、みなみあおの
	り又はすじあおのりに限る。)、ごへいこんぶ属、こんぶ属(あつばすじこ
	んぶを除く。)、まくれあまのり属、あかねぐものり属、ポルフィラ属、あ
	まのり属又はべにたさ属のものに限る。)